身延町丸滝宮の前団地宅地分譲

募 集 要 項

身　延　町

（令和４年６月版）

宅地分譲地の概要等

１．目的

身延町丸滝宮の前団地宅地分譲は、身延町内に居住地を求めている方また、若者や子育て世代等の定住並びに通勤就労環境整備促進を目的に行います。

２．宅地分譲地の所在及び名称等

身延町丸滝宮の前「丸滝宮の前団地」　全１９区画

３．概要

(1) 所 在 地	身延町丸滝宮の前５５０番地５～５５０番地２５	
(2) 区　　画	１９区画	
(3) 用途地域	非線引き近隣商業地域／建ぺい率８０％／容積率２００％	
(4) 交　　通	ＪＲ身延線 身延駅	９００ｍ
	ＪＲ身延線 塩之沢駅	１４００ｍ
(5) 病　　院	身延山病院	１６００ｍ
(6) 上下水道	身延町営水道・身延町営下水道	
(7) 保 育 園	大野山保育園（民間）	１３００ｍ
(8) 小 学 校	身延町立身延小学校	２３００ｍ
(9) 中 学 校	身延町立身延中学校	２２００ｍ
(10) 高速道路	中部横断自動車道	下部温泉・早川 IC 自動車約１０分 身延山 IC 自動車約５分（開通予定）

●土地価格表

区画	土地面積(㎡)	(坪)	金額(千円)
1	377.51	114.19	5,481
2	392.39	118.69	5,697
3	381.80	115.49	5,543
4	334.06	101.05	4,850
5	338.16	102.29	4,909
6	334.85	101.29	4,861
7	350.46	106.01	5,088
8	333.22	100.79	4,837
9	332.28	100.51	4,824
１０	322.88	97.67	4,688

区画	土地面積(㎡)	(坪)	金額(千円)
１１	283.14	85.64	4,110
１２	328.38	99.33	4,767
１３	344.65	104.25	5,004
１４	343.59	103.93	4,988
１５	345.39	104.48	5,015
１６	350.49	106.02	5,088
１７	340.24	102.92	4,940
１８	350.36	105.98	5,087
１９	445.90	134.88	6,474

※ ［　　］は、契約・売約済物件

身延町丸滝宮の前団地宅地分譲募集要項

申込み者の資格

申込み者は次の条件をすべて備えていることが必要です。

１．申込み者ご自身がお住まいになる住宅（専用住宅、併用住宅又は兼用住宅）を建設するため、宅地を必要とする方。

２．満２０歳以上の方で、支払い能力のある方。

３．宅地を購入してから、５年以内に自己の居住用住宅の建設に着手し完成させ居住できる方。

４．外国人の方は、永住許可または、特別永住許可を受けているか、永住者としての在留資格がある方。

５．譲渡代金および諸費用を町の指定する期日までにお支払いできる方。

６．身延町住民基本台帳に登録されている方。または、身延町に永住することを希望し、住民登録をして居住しようとする方。

７．税金等を滞納していない方。

８．入居者及び親族が身延町暴力団排除条例（平成２４年６月１８日条例第１４号）第２条に規定する暴力団員又は、暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び関係の構成員でない者。（暴力団員:暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）

申込み受付

１．受付期間等

随時受付中

受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日祝日除く）

２．受付場所

〒４０９－３３９２　南巨摩郡身延町切石３５０番地

身延町役場　企画政策課

ＴＥＬ　０５５６－４２－４８０１（直通）

０５５６－４２－２１１１（代表）

３．申込みに必要な書類（提出された書類は返却いたしません）

(1) 宅地分譲地購入申込書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通

(2) 申込み者の収入証明書等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各１通

所得証明書及び納税証明書（最新のもの）

(3) 住民票謄本（全項目記載）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通

申込みの際の注意事項

１．申込みは一世帯１区画に限ります。一世帯で２区画以上申込んだ場合や、家族を不自然に分割した申込みは、重複申込みとして無効といたします。
２．申込みは区画ごとに受付しますので、申込書に団地名、区画番号を記入して提出してください。
３．郵送、電話、インターネットによる申込みは受付いたしません。必ず、本人または、家族の方が持参してください。
４．予約の受付は一切できません。あらかじめご了承ください。
５．受理した申込書類は、返却いたしません。
６．申込みの資格の無い方、または、虚偽の申込み等不正を行った場合の申込みは無効とさせていただきますので、正確にご記入願います。
７．氏名は、戸籍簿に記載されているお名前をお書きください。また、ふりがなもお忘れなく記載してください。
８．外国人の方は申込書に「国籍」を必ず記入してください。
９．申込みにあたっては、現地で区画の状況、周囲の環境、交通等十分お確かめください。
１０．申込みは、住宅取得の必要性について十分なご検討をしてから申込みください。

申込みにあたって特にご了解願いたいこと

１．登記料等諸経費について
　譲渡予定価格には、登記に要する費用は含まれておりません。後日、登記料等の金額をご連絡いたしますので、印紙を購入し身延町役場企画政策課までお届けください。

【参考】登記料等諸経費等

(1) 譲渡契約書等の印紙税	１千円～５千円（印紙税法による）
(2) 登録免許税	不動産の価格（固定資産評価額）×税率＝税額 例：5,000,000 円×1.5%＝75,000 円
(3) 不動産取得税	不動産の価格（固定資産評価額）×税率＝税額 例：5,000,000 円×3%＝150,000 円
(4) 固定資産税	固定資産税評価額×1.4/100＝税額 例：5,000,000 円×1.4/100＝70,000 円

※税の軽減措置も有りますので、詳しくはお近くの税務署等専門機関にお問合わせください。
※固定資産評価額は、毎年１月１日を基準とし、４月１日に変わります。このため、登録免許税、不動産取得税等の金額が変わりますのでご注意ください。詳しくは、身延町役場企画政策課又は、税務課にお問い合わせください。

２．住宅建設の際は、建築基準法による申請手続きが必要です。

また、設計図面等を役場企画政策課へ提出していただきます。なお、１区画～１１区画は、河川保全区域のため、「国土交通省関東地方整備局　甲府河川国道事務所　富士川中流出張所」に設計図書の提出が必要となります。

【企画政策課へ提出する図面等】

◆１区画～１１区画を購入する方

(1) 確認申請（建築物）提出書類の写し。

(2) 設計図書（平面図、立面図、屋外給排水設備図）各２部

※町用・国土交通省提出用

◆１２区画～１９区画を購入する方

(1) 確認申請（建築物）提出書類の写し。

(2) 設計図書（平面図、立面図、屋外給排水設備図）各１部　※町用

３．皆様が永住の地として住みよいまちづくりをするためには、地域との密接な関係が必要になります。丸滝区と連携して地域活動を積極的に行うため、自治会（区・組）に加入していただきます。

４．共用施設の管理について

団地内には、防犯灯、ゴミ集積所、緑地などの共用施設があります。団地内の共用施設の管理と、施設にかかる電気料等は受益者負担の原則により、自治会の負担となります。

また、防犯灯の電球替え、道路、緑地、側溝等の草刈りや清掃等も自治会で行っていただきます。したがって自治会運営の負担が必要となります。なお、公共及び共用施設内において、事故等が発生した場合、町として責任は負いません。

防犯灯の電気料は、現在、町で全額負担しています。平成２８年度からは区画の購入状況により町で案分計算し空いている区画分を負担しますが、平成２９年３月３１日までとします。（居住されていなくても、購入者負担が発生します。）

５．隣地との境界線は、区画または、周囲の壁・側溝等構造物の仕上げ面線または、杭と杭を結んだ線になります。境界線の接点にはそれを示す杭、プレート等が設置してあります。

６．区画面積は、境界線で囲まれた水平投影面積です。お申込み前に区画の状況、周辺の環境等、必ずご確認ください。

７．区画を形成する構造物の変更は認められません。

８．団地内には、電気、電話等の供給のため、電柱や支柱、支線等が設置してあります。
（団地配置図の中に表示してあります）また、表示以外に増設される場合があります。なお、現在の電柱、支線の移転、撤去はできません。

９．学校等について
保育所への入所、小中学校への転入学手続きについては、町の子育て支援課、または教育委員会学校教育課にお尋ねください。
◆子育て支援課　TEL:0556-20-4580　　◆学校教育課　TEL:0556-20-3016

１０．「土砂災害防止法」に基づく、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に含まれます。
この計画区域は、県で想定した雨量（２４０mm／１時間）で作成したものです。

１１．　地盤の安定を図る為４～１９区画の地中には、造成前の建物の杭を打ち込んだまま（約８０本）にしてありますが、町では撤去いたしません。（図面参照）

１２．緑地の一部の地下（約３m）には、日本軽金属の管路施設が埋設されております。

１３．上水道について
(1)宅地給水管
各宅地には、水道事業者（町）が管理する水道本管から分水した給水管が設置してあります。団地内上水道・排水施設一覧表および止水栓位置図面のとおりです。
(2) 給水施設の設置
住宅の建設に伴う水道工事は、関係法令及び水道事業者（町）の定めた条例等により、設計、施工を行ってください。
(3) 給水施設の申込み
水道事業者（町）への給水施設の申込みは、各自で行ってください。
(4) 水道加入金
給水施設の申込の際、水道事業者（町）の定めた水道条例により、水道メーターの口径に対する水道加入金がかかります。各自が負担してください。
口径別１口当たり　１３mm　５０，０００円（税抜）
※上水道について、詳しくは担当課へお問い合わせください。
◆環境上下水道課　TEL:0556-42-4814

１５．排水、汚水処理について
(1) 排水先
生活排水は、下水道事業者（町）が設置した公共桝へ接続し、雨水排水は、水路へ排水してください。
(2) 排水設備の設置
住宅の建設に伴う排水設備工事は、関係法令及び下水道事業者（町）の定めた条例等により、指定工事店により施工を行ってください。
(3) 受益者負担金
下水道の受益者負担金は、身延町が立て替えて支払ってあります。土地の譲渡代金納付時に納入していただきます（２００，０００円）。

※下水道について、詳しくは担当課へお問い合わせください。

◆環境上下水道課　TEL:0556-42-4814

譲渡の条件

禁止事項

住居の用途以外の用途に供しないこと（専用住宅、併用住宅又は兼用住宅）

承諾事項ならびに住宅等の買戻し

１．所有権移転登記後から５年間は、所有権・質権・抵当権・使用貸借による権利、または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利の設定、または移転をする場合、あらかじめ町の承諾を受けてください。

２．所有権移転登記後から５年間、次のような事項に該当するときは、催告しないで契約を解除し、宅地を買い戻すことがあります。その場合、購入当時の価格で買い戻します。

(1) 譲渡契約書に違反したとき。

(2) 資格を偽るなど、不正な行為により宅地を譲り受けたとき。

３．所有権移転登記後から５年間経過した後、住宅の建設に着手されていない場合は、宅地を買い戻すこともあります。買い戻し金額は２．に同じとします。

４．前記１．２．３．の事項により宅地を買い戻した場合は、次の使用料及び違約金を町に支払っていただきます。

(1) １年間の使用料相当額は、譲渡代金に７．５％を乗じた額とし、１年未満の端数については、１か月につきその１２分の１の額とします。

(2) 違約金は、譲渡代金の１０％とし、譲渡代金から差し引いて返還することとします。この場合、返還金には利息は付さないものとします。

※譲渡後 3 年と 6 か月経過した場合の例（譲渡代金が 500 万円の場合）

・使用料　5,000,000 円×7.5%×3 年　＝1,125,000 円

5,000,000 円×7.5%÷12 月×6 月＝　187,500 円

使用料計 1,312,500 円

・違約金　5,000,000 円×10%＝500,000 円

契　約

町は購入希望者の方と、宅地譲渡契約を締結します。

来庁される日時を予めご連絡ください。本人が来られない場合は、ご本人との関係を証明できる書類をご提出いただきます。

１．宅地譲渡契約書・・・・・２通

２．印鑑証明書・・・・・・・１通（共同名義の方は、人数分）

３．住民票謄本（全項目記載）１通（共同名義の方は、人数分）

４．収入印紙・・・・・・・・契約金額による
　　百万円を超え５百万円以下　　千円
　　５百万円を超え１千万円以下　　５千円
５．印鑑（実印）※印鑑証明書により実印の確認を行います。

譲渡代金の納入と宅地の引き渡し

譲渡代金は、契約締結日から２５日以内に発行する納付書を添えて納入していただきます。代金の納入後、土地を引き渡します。

【支払】　第１回　契約後２週間以内
　　第２回　契約後３週間以内

所有権の移転登記

１．宅地等の所有権は引渡し日をもって移転し、その所有権移転登記は町で代行しますが、登記並びに特約付記等に要する費用は購入者の負担となります。宅地等の登記識別情報通知（権利証）は登記完了後速やかに交付します。
※融資の関係で、購入者が手配した司法書士の方で行う事も可能です。
この場合、発生する料金は全て購入にご負担いただきます。また、買戻し特約の付記登録も併せてお願いいたします。）
２．所有権移転登記の際、７年間の買戻し特約を付記登記することとなります。

参　照

≪関係各課の電話番号≫

課　　名	電話番号	備　　考
企画政策課	0556-42-4801	宅地分譲全般に関する事
建　設　課	0556-42-4808	建築確認に関する事
環境上下水道課	0556-42-4814	下水道加入に関する事
学校教育課	0556-20-3016	小中学校入学に関する事
子育て支援課	0556-20-4580	保育園に入園に関する事
税　務　課	0556-42-4803	所得証明、固定資産評価証明書等の発行に関する事
町　民　課	0556-42-4804	住民票、印鑑証明書等の発行に関する事

≪その他関係機関≫

会社名	電話番号	備　　考
ＮＴＴ東日本－山梨　設備部設備オペレーション担当	0120-78-0039	電柱、支線等に関する事 9:00~17:00（12:00~13:00 除く） （月曜日～金曜日）
東電用地株式会社　山梨支社	055-230-5830	電柱、支線等に関する事 9:00~17:00（12:00~13:00 除く） （月曜日～金曜日）

地中に埋設されている杭の位置図

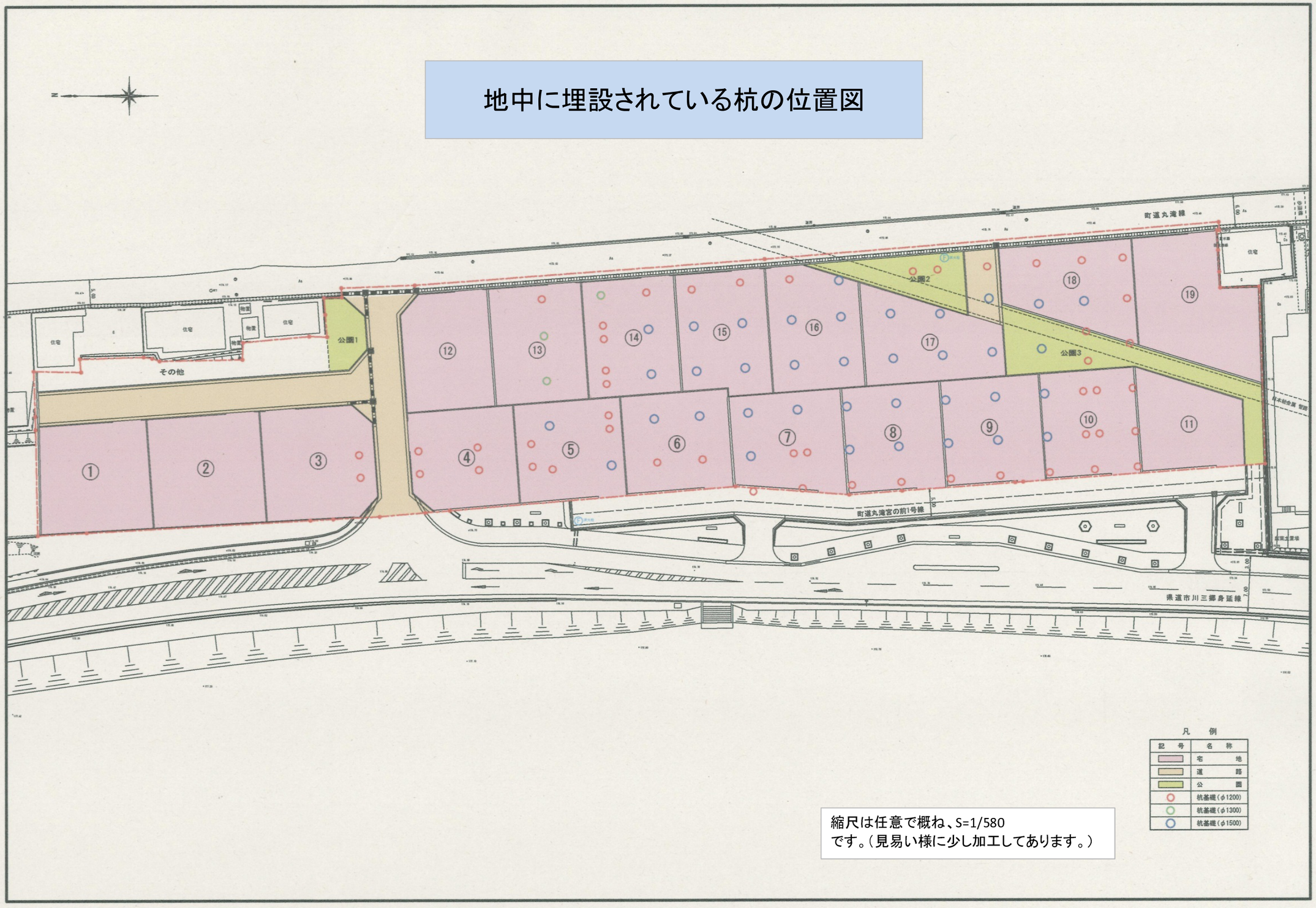

縮尺は任意で概ね、S=1/580
です。(見易い様に少し加工してあります。)

丸滝宮の前団地宅地分譲地購入申込書

<table>
<tr><td colspan="2">団　地　名</td><td colspan="2">丸　滝　宮　の　前　団　地</td><td>区　画　番　号</td><td colspan="2">区　画</td></tr>
<tr><td rowspan="4">申込者</td><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">現　住　所</td><td colspan="2" rowspan="2">〒　　－

電話　　－　　－</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2">年齢満　　歳</td></tr>
<tr><td>勤務（営業）先
及び地位</td><td colspan="2"></td><td>勤務（営業）先
の所在地</td><td colspan="2">電話　　－　　－</td></tr>
<tr><td>収　入
（平均月収）</td><td>勤務（営業）先より
万円</td><td>同居家族
万円</td><td>その他
万円</td><td>合計
万円</td><td>同居予定家族
（申込本人含む）</td><td>大人　人
子供　人
計　人</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建設予定の住宅</td><td>延べ面積</td><td>約　　㎡</td><td>建設予定時期</td><td colspan="2">年　　月　着工予定</td></tr>
<tr><td>構造</td><td colspan="4">1.木造　2.鉄骨造り　3.鉄筋コンクリート　4.木質系プレハブ
5.鉄骨系プレハブ　6.コンクリート系プレハブ</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅を必要とする理由</td><td colspan="5">1.立退要求　2.老朽住宅　3.過密住宅　4.環境不良　5.高額家賃　6.結婚
7.遠距離通勤　8.世帯分離　9.持ち家が欲しいため　10.その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">現在の住まい</td><td colspan="5">1.公営住宅　2.公団住宅　3.官公舎　4.社宅　5.自家　6.民間借家
7.民間アパート　8.その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">購入資金内訳</td><td colspan="2">自己資金（手持資金）</td><td colspan="3">借入金（手持資金以外の資金の借入予定先）</td></tr>
<tr><td colspan="2">万円</td><td colspan="3">1.勤務先　2.民間金融機関　3.その他</td></tr>
</table>

宅地分譲募集要項を了承のうえ、上記のとおり宅地分譲地の購入申し込みをします。

令和　　年　　月　　日

身延町長　望　月　幹　也　　殿

申込者：住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申込者：氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

丸滝宮の前団地　購入申込書

団地名	丸滝宮の前団地	区画番号	19 区画

申込者	ふりがな	きりいし　たろう	現住所	〒 409 － 3301 山梨県南巨摩郡身延町切石350 電話 0556 － 42 － 4801
	氏名	切石太郎 年齢満 35 歳		
	勤務(営業)先及び地位	(株) みのぶ 係長	勤務(営業)先の所在地	山梨県南巨摩郡身延町身延123 電話 0556 － 42 － 2111

収入(平均月収)	勤務(営業)先より	同居家族	その他	合計	同居予定家族(申込本人含む)	
	35 万円	8 万円	3 万円	46 万円		大人 2 人 子供 2 人 計 4 人

建設予定の住宅	延べ面積	約 150 ㎡	建設予定時期	H29 年 1 月 着工予定
	構造	1.木造　2.鉄骨造り　3.鉄筋コンクリート　4.木質系プレハブ 5.鉄骨系プレハブ　6.コンクリート系プレハブ		
住宅を必要とする理由	1.立退要求　2.老朽住宅　3.過密住宅　4.環境不良　5.高額家賃　6.結婚 7.遠距離通勤　8.世帯分離　9.持ち家が欲しいため　10.その他(　　)			
現在の住まい	1.公営住宅　2.公団住宅　3.官公舎　4.社宅　5.自家　6.民間借家 7.民間アパート　8.その他(　　)			
購入資金内訳	自己資金(手持資金)		借入金(手持資金以外の資金の借入予定先)	
	200 万円		1.勤務先　2.民間金融機関　3.その他	

該当する箇所を○で囲む

宅地分譲募集要項を了承のうえ、上記のとおり宅地分譲地の購入申し込みをします。

平成 28 年 11 月 2 日

身延町長 望月幹也　殿

申込者:住　所 山梨県南巨摩郡身延町切石350

申込者:氏　名 切石太郎　(切石)㊞

宅 地 譲 渡 契 約 書　（案）

譲渡人　身延町長　望月幹也を甲とし、譲受人◆◆◆◆◆を乙として、住宅用地の譲渡について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、甲の所有する次の土地（以下「宅地」という。）を乙の住宅地建設用地として乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。

住　　所	山梨県南巨摩郡身延町丸滝字宮の前	５５０番◆
区画番地	◆番	
宅地面積	◆◆◆．◆◆㎡	

（譲渡代金と支払方法）

第２条　前条の宅地の譲渡代金は次の通りとする。

金◆，◆◆◆，◆◆◆円也

２　乙は、前項の譲渡代金を甲の発行する納入通知書により身延町指定金融機関に払い込むものとする。

３　乙は、下水道の受益者負担金として、200,000 円を譲渡代金と一緒に払い込むものとする。

（宅地の引渡）

第３条　甲は、乙が譲渡代金の払い込みを完了した時に、乙に宅地を引渡しするものとする。

２　敷地内に設置されている電柱類等の手続きについては、所有権移転登記後、東京電力並びに NTT 東日本と別途契約を行うものとする。尚、契約事務は各関係会社等と乙の責任において行うものとする。

（所有権移転登記）

第４条　宅地の所有権移転登記は、譲渡代金の全額が振り込まれた後、速やかに甲が行うものとする。

（宅地の管理方法）

第５条　宅地の管理責任者は、第 3 条の定めるところにより甲から乙が引渡しを受けた日から乙に移るものとし、乙は災害防止等宅地の保全に努めなければならない。

２　前項の管理に要する費用はすべて乙の負担とする。

（宅地の建築義務等）

第６条　乙は、第 3 条により甲から宅地の引渡しを受けた日から 5 年以内に、宅地に自ら居住するための住宅の建築に着手しなければならない。

２　前項の住宅は専用住宅、併用住宅又は兼用住宅とする。

３　乙は、住宅の建築を行うときは、その設計図書を国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所富士川中流出張所へ提出する為、必要部数を必ず町へ提出するものとする。

（住宅新築承認願等）

第７条　乙は、住宅建築に当っては建築基準法等に定められた手続きのほかに、事前に住宅新築願等甲の定める手続きを取らなければならないものとする。

（契約解除権及び買戻権）

第８条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催促しないでこの契約を解除し、又は宅地を買い戻すことができるものとする。

一　乙が宅地の引渡しを受けた日から５年以内に住宅の建築に着手しなかったときは、乙に移転した土地所有権を抹消し、甲の名義の回復登記を行う。

二　乙が住宅の建築に着手する以前に宅地を他人に譲渡したとき。

三　乙が譲渡申込書等甲に提出した書類の記載を偽る等不正な行為により宅地の譲渡を受けたとき。

四　この契約の条項に違反し、又はこの契約の履行が不能になったとき。

2　前項により甲が宅地の買い戻しをしたときは、甲は、乙の支払った土地代金を返還し、乙は直ちに宅地をこの契約締結時の状態に復して甲に返還するものとする。

3　甲は、第１項により宅地を買い戻した場合に、乙が買い戻しにより損失を受けても補償しないものとする。

4　所有権移転登記の際、７年間の買戻特約を付記登記するものとする。

（承諾を要する事項）

第９条　乙は、この契約締結後５か年間に次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ文書により申出し、甲の承諾を受けなければならないものとし、復旧にかかる費用は乙の負担とする。

一　宅地の全部又は一部を譲渡し、若しくは貸与し、又は宅地に質権抵当権等の権利の設定をするとき。

二　宅地の現状変更並びに宅地以外の目的に使用するとき。

（使用料相当額の支払）

第 10 条　第８条第１項の規定により甲がこの契約の解除、又は宅地の買い戻しを行ったときは、乙は、宅地の引き渡しを受けた日の属する月から甲がこの契約を解除、又は宅地の買い戻しによって宅地の引き渡しを受けた日の属する月までの間の宅地使用料相当額を甲に支払うものとする。

2　前項による１年間の使用料相当額は、譲渡金額に７．５％を乗じた額とし、１年未満の端数については１月につきその１２分の１の額とする。

（違約金）

第 11 条　第８条第１項の規定により甲がこの契約を解除、又は宅地の買い戻しをしたときは、乙は、甲に対して譲渡代金の１０％相当額の違約金を甲の定めるところにより支払うものとする。ただし甲が止むを得ない特別な事情があると認めたときは、これを一部もしくは全部免除することが出来るものとする。

2　前条による使用料相当額と前項による違約金をこえて甲が損失を受けたときは、乙は、甲の請求によりその超過額を甲に支払うものとする。

（契約解除等における既払金額との相殺）

第 12 条　第８条第１項の規定により甲がこの契約を解除、又は宅地の買い戻しをした場合において、甲が既に乙から受領した金額がこの契約により甲が乙に請求すべき金額に満たたないときは、甲は、その金額を請求し、超過しているとき甲はその差額を返還するものとする。この場合甲が変換する金額については利子を付さないものとする。

（共同施設の維持管理）

第 13 条　外灯、道路、水路、緑地の維持管理及びゴミ集積所など団地内共同施設については、乙が団地

内居住者と共同して維持管理し、これに要する費用を負担するものとする。

（登記費用等の負担）

第 14 条　この契約に基づく所有権移転登記費用（登録免許税）及びこれに関する手続きに要する諸費用並びにこの契約に要する費用はすべて乙が負担するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 15 条　乙は、身延町暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は、暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと。

2　次の何れかに該当した場合は、催促しないでこの契約を解除する事が出来る。

(1)　前項に規定する者であることが明らかになった場合。

(2)　前項の規定に違反し契約をしたことが判明した場合。

3　乙は、甲に対し、自ら又は第三者をして反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。

4　2 項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙はその相手に対し、違約金（損害賠償額の予定）として売買代金の 20%相当額を支払うものとする。

5　第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

6　乙が第 3 項の規定に違反し、反社会的勢力の事務所その他の活動拠点に供したと認められる場合において、甲は第 2 項の規定によりこの契約を解除するときは、乙は、甲に対し第 4 項の違約金に加え売買代金の 80%の額を制裁金として支払うものとする。

（協議）

第 16 条　この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙、双方が誠意をもって協議し決定するものとする。

（特約）

第 17 条　地盤の安定を図るため､区画の地中には造成前に建築された杭を打ち込んだままとしているが、甲は撤去しないものとする。

2　甲は、地質調査等を実施（別紙のとおり）しており、地盤改良等の求めには応じる事はできない。実施する場合は、自己の資金で行う事。

（公租公課）

第 18 条　固定資産税は令和◆◆年度から乙の負担とする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和◆◆年◆◆月◆◆日

（甲）　住　　所　　山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地

氏　　名　　身延町長　望　月　幹　也　　㊞

（乙）　住　　所

氏　　名　　㊞

「買戻特約」の登記・抹消

1　「買戻特約」の登記

宅地譲渡契約書の（契約解除権及び買戻権）に基づく権利行使の担保として、所有権移転登記の際に７年間の「買戻特約」の登記を行います。

2　「買戻特約」の抹消

宅地譲渡契約書（契約解除権及び買戻権）に基づく契約の解除又は買い戻しの権利行使を担保する必要が無くなったときは、所有者の申請により「買戻特約」登記の抹消を行います。

⑴　買戻特約登記の抹消は次の流れにより行います。

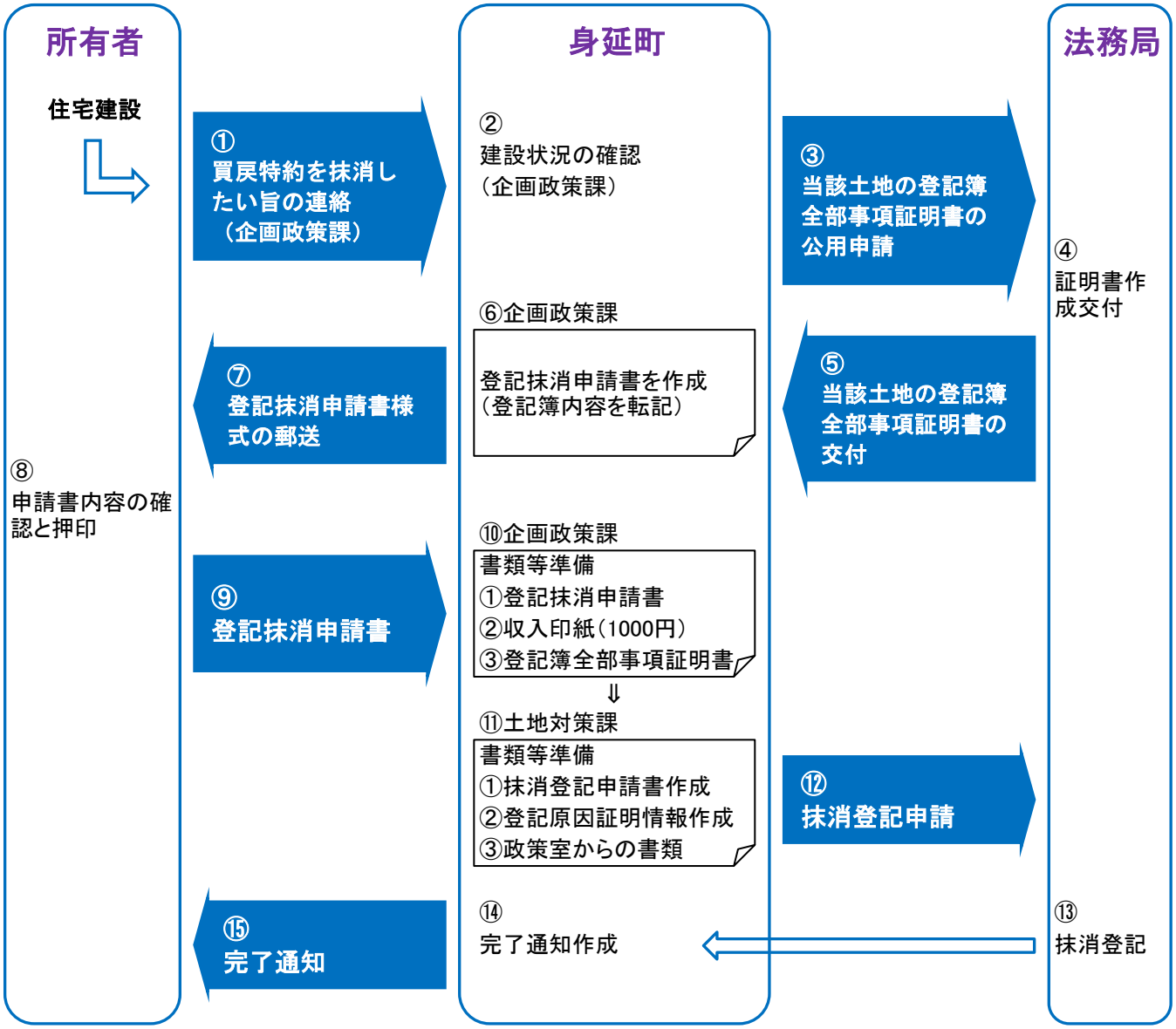

⑵　所有者に準備していただくもの

上記⑦⑧⑨の流れにより買戻特約の登記抹消申請を提出していただきます。

身延町企画政策課から「身延町の宅地分譲地にかかる買戻特約の登記抹消申請」用紙が郵送されますので、内容をご確認いただき住所・氏名・電話番号の記入、押印のうえ身延町役場企画政策課あて提出してください。

令和元年８月版

宅地分譲説明資料

建　築　編

身　延　町

目　　次

１．敷地

１－１　敷地境界線
１－２　敷地面積
１－３　構造物
１－４　地盤
１－５　敷地内施設
１－６　その他

２．住宅の建設計画

２－１　住宅の建設
２－２　建物の配置
２－３　外構（囲障）工事
２－４　都市計画の有無
２－５　建築基準法

３．設備

３－１　上水道
３－２　排水、汚水処理
３－３　ガス

１．敷地

１－１　敷地境界線

区画形成のために設けられた敷地周囲の擁壁、側溝等、構造物の仕上げ面線、または境界を示す杭と杭、もしくは境界プレートを結んだ線が敷地の境界線になります。

１－２　敷地面積

敷地面積は、敷地境界線で囲まれる部分の水平投影面積です。

１－３　構造物

敷地の区画形成上の構造物等の現況変更は原則として出来ません。建物計画上やむを得ず変更したい場合は、必ず町に申し出て承諾を得てください。承諾を得ずに変更した場合は、自己負担により現況復旧していただきます。

１－４　地盤

敷地内の土質が庭造り（植栽等）には適さない場合があります。土の入れ替え、石ころ、土中の石等の摘出、搬出が必要な場合は、各自で行ってください。

１－５　敷地内施設

(1) チラシに掲載されている団地の区画平面図に示されている電柱・支線等は、住宅への電気・電話等の供給のために計画的に配置されたものです。従いまして、移動・撤去はできません。（現地の状況をご確認ください。）また、住宅建設に伴い電柱・支線等が増設されたり、電柱に変圧器が設置される等状況が変わる場合がありますので、ご承知おきください。これらの電柱・支線等の土地使用については、町と電柱所有者（東京電力又はＮＴＴ）が「土地使用承諾」の契約を交わしています。土地の所有権移転後は「土地使用承諾」の契約を各自で東京電力又はＮＴＴと交わしていただくことになります。

(2) 敷地内に設置してある下水道公共桝、水道止水栓（供給接続口）は、移動や撤去はできませんので住宅建築等の際は、ご注意ください。

【連絡先】

① ＮＴＴ：ＮＴＴ東日本－山梨　設備部設備オペレーション担当

電話番号：0120-78-0039

営業時間：9:00~17:00（12:00~13:00 除く）

（月曜日～金曜日）

② 東京電力：東電用地株式会社　山梨支社

電話番号：055-230-5830

営業時間：9:00~17:00（12:00~13:00 除く）

（月曜日～金曜日）

１－６　その他

(1) 造成前に建設されていたスーパーの基礎杭８９本が、スーパーが建設されていた状態にしてあります。これは、地盤を安定させるために地中に打ち込んだままにしているものです。町では撤去しません。

φ1500mm＝37 本、φ1300 mm＝3 本、φ1200 mm＝49 本　杭：L=7.5m

(2) 分譲地の一部の地質調査を実施しました。調査報告書の写し（一部をコピー）を提供するのでご覧ください。

なお、町が提供する地質調査報告書は、あくまでも参考であり、自身が建設する敷地の地質調査は、必要に応じて、住宅建設前に自己責任（自己資金）で行い、結果に応じて土壌改良などの対応をご自身で行い住宅建設に着手してください。土壌改良などの費用はご自身で負担していただくこととなります。

２．住宅の建設計画

２－１　住宅の建設

住宅の建設に着手する際は、建築確認申請が必要です。また、建築確認申請の際には、身延町企画政策課に次の書類を提出してください。

【１区画～１１区画を購入された方】

(1) 建築確認申請書の写し　１部

(2) 設計図書（配置図・平面図・立面図・屋外給排水設置図）　各２部

※１区画から１１区画は河川保全区域に該当するため、住宅建設にあたっては、国土交通省関東地方整備局交付河川国道事務所富士川駐留出張所あてに設計図書を提出し、協議を行います。

〒４０９－２３０５

山梨県南巨摩郡南部町内船４５４４－２

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所

富士川中流出張所　TEL：0556-64-2310　FAX：0556-64-3554

【１２区画～１９区画を購入された方】

(1) 建築確認申請書の写し　１部

(2) 設計図書（配置図・平面図・立面図・屋外給排水設置図）　各１部

２－２　建物の配置

建物配置については、建築基準法等の関係法令に適合するようにしてください。

２－３　外構（囲障）工事

門、塀、フェンス、カーポート等の外構工事については、建築基準法等の関係法令に適合するようにしてください。

なお、隣地境界部分については隣地居住者と協議して計画し、工事をするようにしてください。

２－４　都市計画の有無

用途地域が指定された非線引き都市計画区域です。

（用途地域：近隣商業地域　建ぺい率８０％　容積率２００％）

２－５　建築基準法

２２条指定地域

参考：屋根を不燃材料で葺く事をいいます。

３．設備

３－１　上水道

(1) 宅地給水管

各区画には、水道事業者（町）が管理する水道本管から分水した給水管が敷設され水道止水栓が設置されています。現地を確認してください。

(2) 給水施設の工事

住宅の建設に伴う水道工事は、関係法令及び水道事業者の定めた条例等により、設計・施工を行って下さい。

(3) 給水の申込み

水道事業者への給水の申込みは各自で行って下さい。

(4) 水道加入金

給水の申込みの際、水道事業者の定めた条例に基づく、水道メーターの口径に対する水道加入金が必要となります。各自が負担してください。

※口径別１口当たり　１３mm　５０，０００円（税抜）

※詳しくは、環境上下水道課（TEL:0556-42-4814）へお問い合わせください。

３－２　排水、汚水処理

(1) 排水先

生活排水は、下水道事業者（町）が設置した公共桝に接続し、雨水排水は、側溝を利用してください。

(2) 排水設備の設置

住宅の建設に伴う排水設備工事は、関係法令及び下水道事業者の定めた条例等に基づき、指定工事店により設計・施工を行ってください。

(3) 受益者負担金

下水道の受益者負担金は、既に宅地造成者（町）が立替払いをしてありますので、土地の譲渡代金の支払いと併せて納入してください（２００，０００円）。

※詳しくは、環境上下水道課（TEL:0556-42-4814）へお問い合わせください。

３－３　ガスの供給

分譲地内には、ガスの供給施設はありません。ガスの供給を必要な場合は、住宅建設の際に、各自でガス供給事業者に依頼してください。

◆地質調査資料

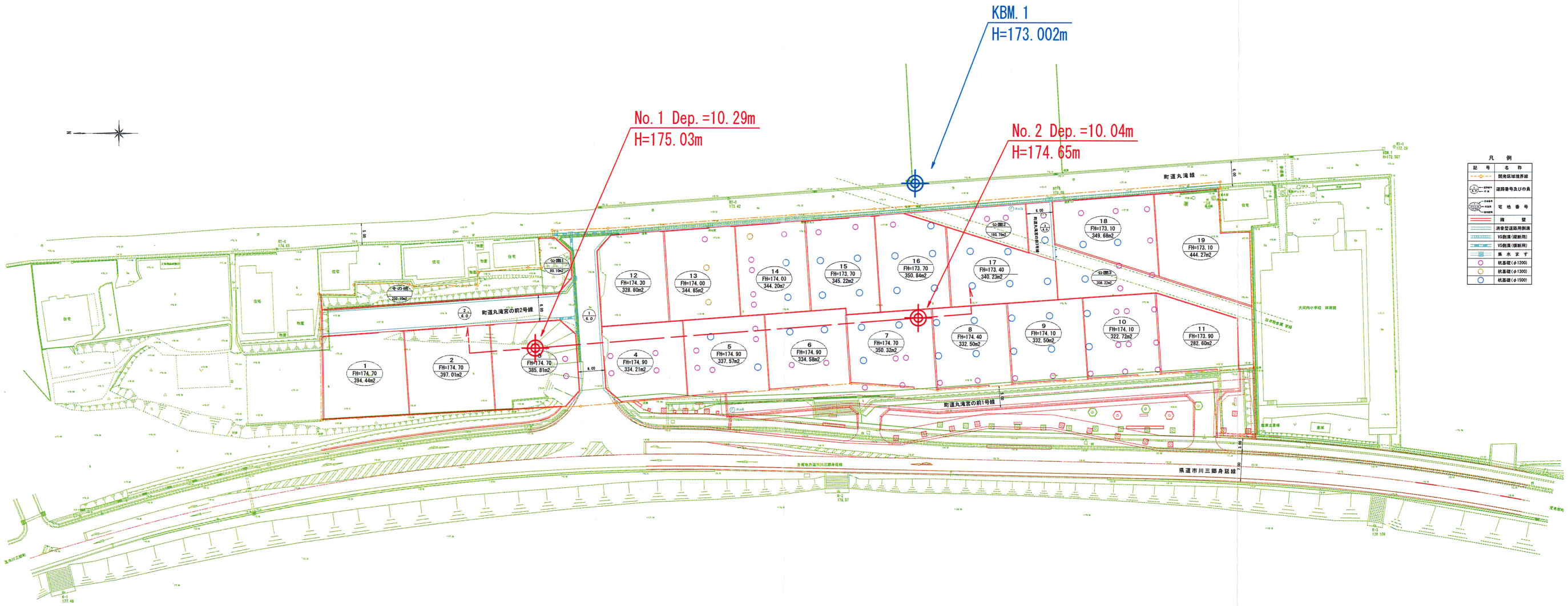

凡 例

ボーリング調査位置

推定断面図位置

図1.1 調 査 位 置 図 S=1/1000

ボーリング柱状図

調　査　名　身延町丸滝宮の前宅地分譲地地質調査業務委託

事業・工事名　町単独事業

ボーリングNo.

シートNo.

ボーリング名	No.1	調査位置	南巨摩郡身延町大字丸滝字宮の前地内						北緯	35° 22' 9.5"
発注機関	身延町役場			調査期間	平成 25年 12月 27日 ～ 26年 3月 31日				東経	138° 27' 15.5"
調査業者名	昭和測量株式会社 電話（055-235-4450）	主任技師	細田貴広	現場代理人		コア鑑定者	細田貴広		ボーリング責任者	細田貴広
孔口標高	175.03m	角度	180° 上 90° 下 0° 0°	方向	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	鉛直 90° 水平0°	使用機種	試錐機	YBM-05
総掘進長	10.29m								エンジン	NFD10-M
									ハンマー落下用具	半自動落下
									ポンプ	MS-253

標尺 (m)	標高 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事
	174.53	0.50	0.50		埋土	暗灰			礫混り土砂状を呈す 鉄クズ等を含む
1 2 3	171.53	3.00	3.50		シルト混り砂礫	暗茶灰	中位の		礫は径2～30mmの亜円礫～亜角礫を主体とする 下部に従いシルト分を多く混入する マトリックスはシルト分を含む 含水は中位
4 5 6 7 8 9 10	164.74	6.79	10.29		砂礫	暗灰	非常に密な～中位の～非常に密な		全体に不均質な状態を呈す 礫は径2～30mmの亜円礫～亜角礫の砂岩・粘板岩・凝灰岩礫を混入し、まれにコア長6～10cmの短片状～短柱状に採取する 不均質な状態を反映し、砂分の卓越する部分・礫分の密集する部分を伴う マトリックスはシルト分を含む 含水は少ない～中位

孔内水位(m)／測定月日：3/24 7.25 ▽ 泥水位

標準貫入試験

深度 (m)	10cmごとの打撃回数 0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量 (cm)
0.65 / 0.95	6	9	11	26/30
1.15 / 1.45	4	12	7	23/30
1.65 / 1.95	6	5	13	24/30
2.15	6	4	5	15/30
2.45 / 3.15	3	7	5	15/30
3.45 / 4.15	50/6			50/6
4.21 / 5.15	6	10	6	22/30
5.45 / 6.15	10	5	4	19/30
6.45 / 7.15	10	9	7	26/30
7.45 / 8.15	16	12	22/5	50/25
8.40 / 9.15	26	24/5		50/15
9.30 / 10.10	27	23/9		50/19
10.29				

N 値

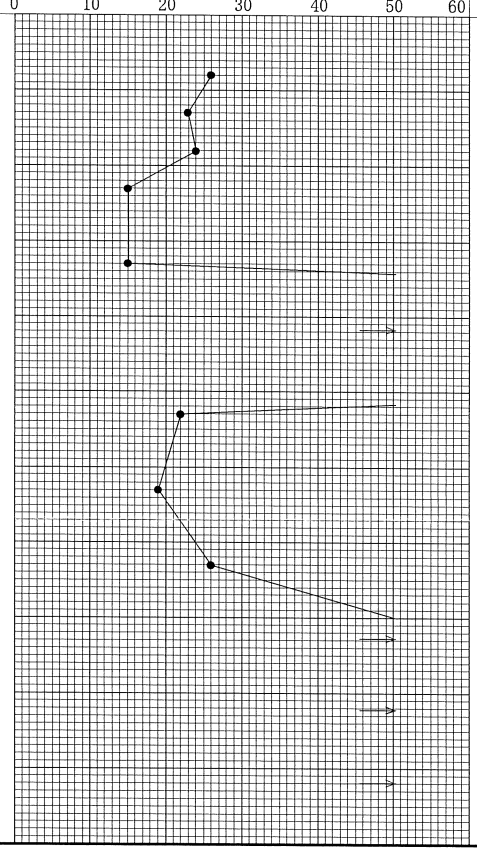

原位置試験 深度 (m)	試験名および結果	試料採取 深度 (m)	試料番号	採取方法	室内試験（ ）	掘進月日
						3/21
						3/22

ボーリング柱状図

調　査　名　身延町丸滝宮の前宅地分譲地地質調査業務委託

事業・工事名　町単独事業

ボーリングNo.										

シートNo.

ボーリング名	No.2	調査位置	南巨摩郡身延町大字丸滝字宮の前地内						北緯	35° 22' 6.6"
発注機関	身延町役場			調査期間	平成 25年 12月 27日 ～ 26年 3月 31日				東経	138° 27' 15.7"
調査業者名	昭和測量株式会社 電話（055-235-4450）	主任技師	細田貴広	現場代理人		コア鑑定者	細田貴広		ボーリング責任者	細田貴広
孔口標高	174.65m	角度	180° 上 90° 下 0° 0°	方向	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	鉛直 90° 水平0°	使用機種	試錐機	YBM-05
総掘進長	10.04m								エンジン	NFD10-M
									ハンマー落下用具	半自動落下
									ポンプ	MS-253

標尺 (m)	標高 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記事
1					盛土	暗灰～暗茶			シルト質砂礫状を呈す 礫は径2～40mmの亜角礫～亜円礫を主体とする 1.90m付近、礫分を密集する 下部に従いコンクリート片を含む
2	172.55	2.10	2.10						
3	170.95	1.60	3.70		シルト混り砂礫	暗茶	非常に密な～中位の		礫は径2～40mmの亜円礫～亜角礫を主体とし、まれにコア長7cm位の短片状～短柱状に採取する マトリックスはシルト分を含む 含水は中位
4					砂礫	暗灰	密な～非常に密な		全体に不均質な状態を呈す 礫は径2～40mmの亜円礫～亜角礫の砂岩・粘板岩・凝灰岩礫を混入し、所々コア長5～9cmの短片状～短柱状に採取する 不均質な状態を反映し、砂分の卓越する部分、礫分の密集する部分を伴う マトリックスはシルト分を含む 含水は少ない～中位
5									
6									
7									
8									
9									
10	164.61	6.34	10.04						

孔内水位(m)／測定月日	深度 (m)	10cmごとの打撃回数 0～10	10～20	20～30	打撃回数／貫入量(cm)	室内試験（　）	掘進月日
	0.65	1/15	1/15		2/30		
	0.95						
	1.15	1/20	1/16	23	2/25		
	1.50						
	1.65	12	38/9		50/19		
	1.95						
	2.15	8	6	5	19/30		
	2.34						
	3.15						
	3.45	11	10	9	30/30		
	4.15						
	4.45	43	7/1		50/11		3/17
	5.05						
	5.16	11	11	10	32/30		
	6.15						
3/20 7.00 ▽ 泥水位	6.45	13	12	9	34/30		
	7.15						
	7.45	50/7			50/7		3/18
	8.05						
	8.12	50/3			50/3		
	9.00						
	9.03	50/4			50/4		3/20
	10.00						
	10.04						

標準貫入試験　N値

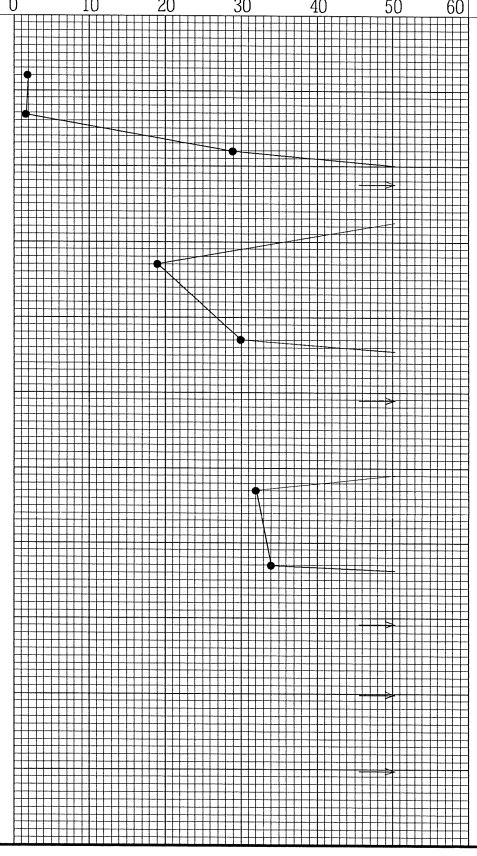

原位置試験 深度 (m)	試験名および結果	試料採取 深度 (m)	試料番号	採取方法

地質推定断面図

V=1:100
H=1:300

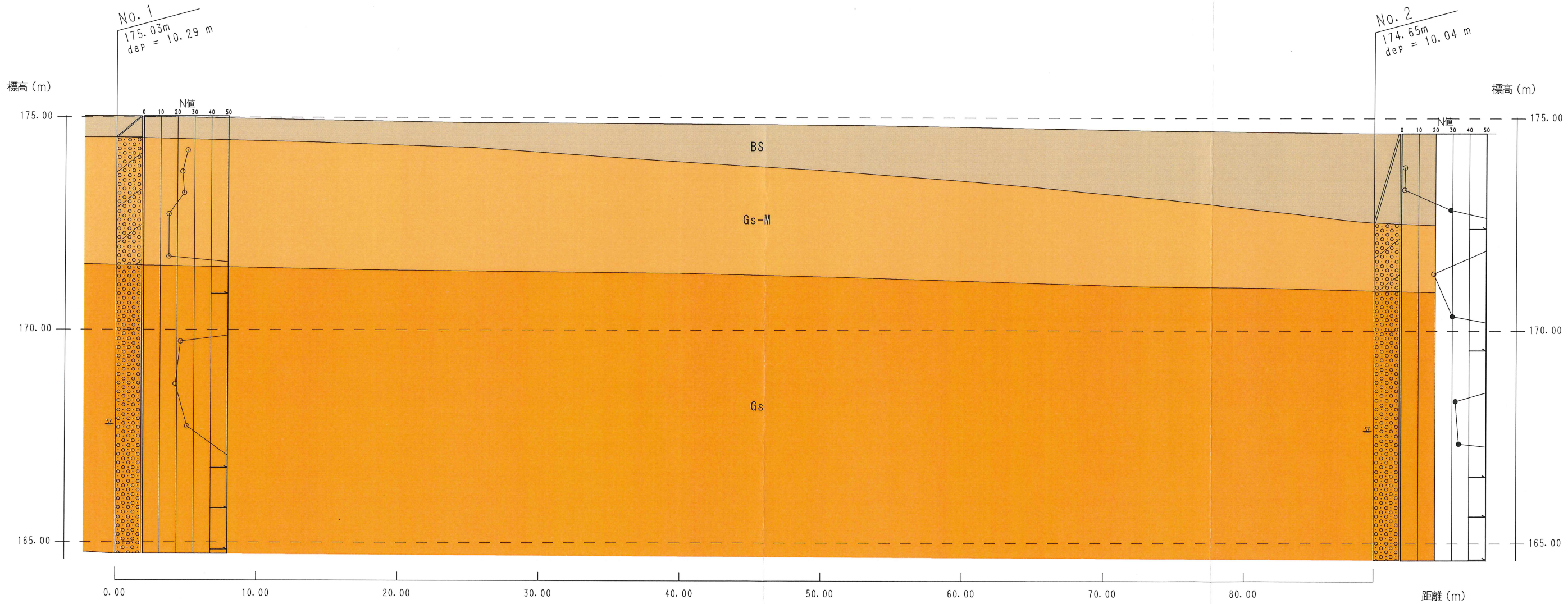

凡例

BS	埋土・盛土
Gs-M	シルト混り砂礫
Gs	砂礫

◆給排水資料

平　面　図　縮尺 1：500

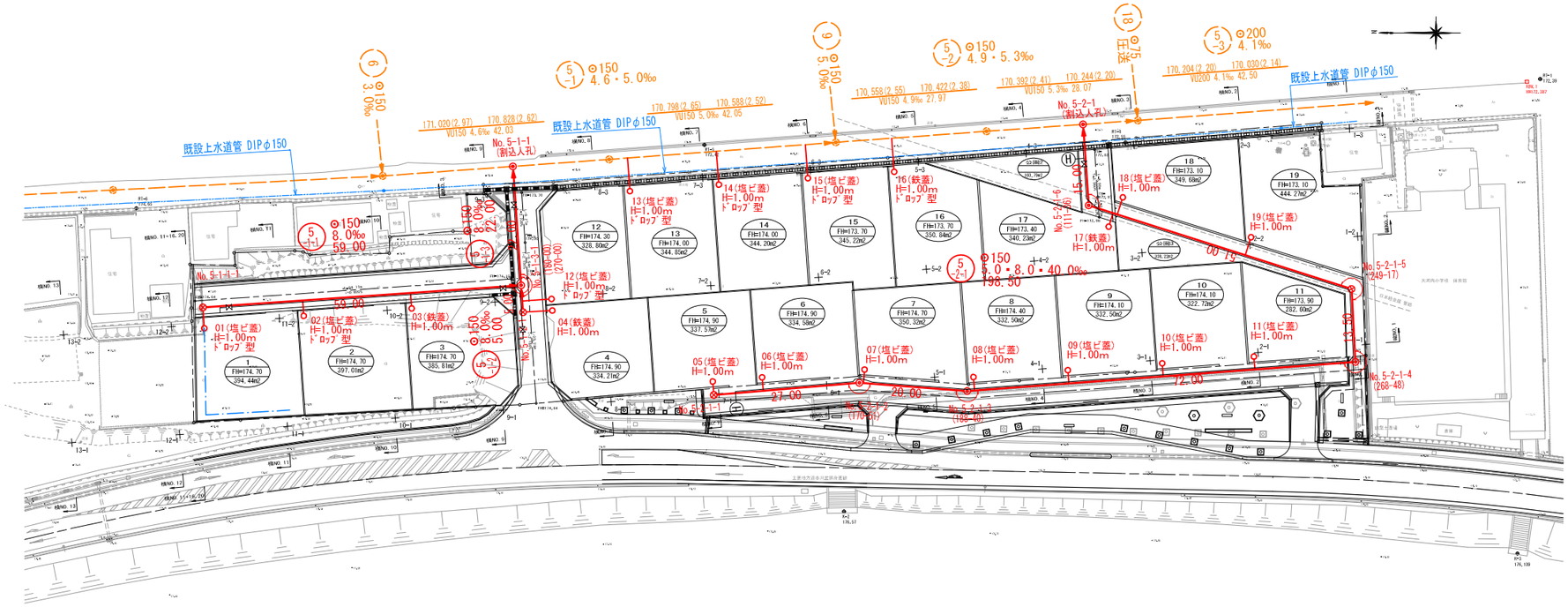

凡　例	
記　号	名　称
═══⊗═══	実施幹線路線
═══→═══	実施枝線路線
═══→═══	計　画　路　線
------→	既　設　路　線
- - - →	圧　送　路　線
—⊗—	小口径マンホール
—○—	０号マンホール
—▭—	楕円マンホール
—◉—	１号マンホール
—◎—	副　管　取　付
—○———	公共汚水桝 取付管
—·—·—	水　道　管

案　内　図　S=10,000

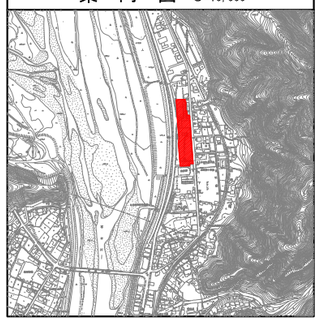

管　番　号　表				
5 -1-1	5 -1-2	5 -1-3	5 -2-1	

身延町公共下水道工事設計図			
工事番号		図面番号	
事 業 名	身延町公共下水道事業（角打・丸滝処理区）		
工 事 名			
工事箇所	身延町 大字 丸滝字　　地内		
図　名	平　面　図	縮　尺	図　示
測　量	年　月　日	枚　数	
身　延　町			

平　面　図　縮尺 1：500

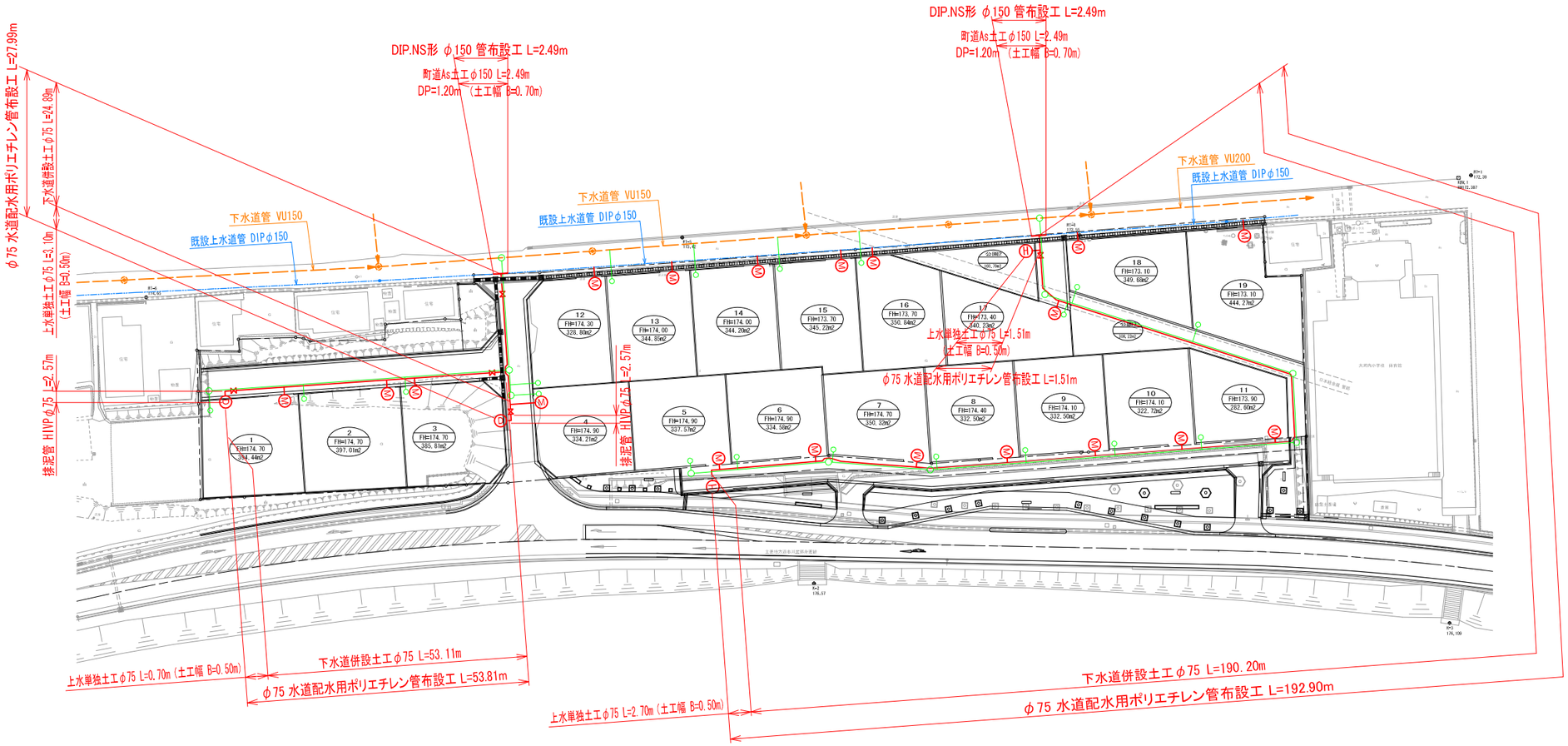

案　内　図　S=10,000

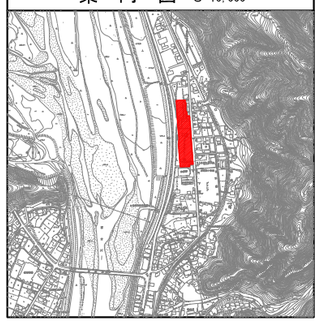

身延町水道工事設計図			
工事番号		図面番号	
事業名			
工事名			
工事箇所	身延町 大字 丸滝字　　地内		
図名	平面図	縮尺	図示
測量	年　月　日	枚数	
身延町			

身延町指定給水装置工事事業者一覧表

身延町では、次に挙げる業者を指定給水装置工事事業者として指定しています。
町営水道給水区域での給水装置の新設、改造、修繕を行う場合には、
下記の指定業者に依頼してください。

指定の有効期間は、指定工事業者の指定を受けた日から５年 とする。有効期間の満了に際し、引き続き指定工事業者としての指定を受けようとするときは、指定の 更新 を受けなければならない。

＜ 指 定 順 ＞

令和元年7月1日 現在

NO.	指定店名称等	代表者名	事務所所在地	電話番号	指定年月日	指定番号
1	㈲ 富士建設所	戸栗　弘毅	南巨摩郡身延町飯富300番地14	0556－42－2380	平成28年08月10日	28-02-173
2	赤池サービス	赤池　岩雄	甲斐市篠原1267番地4	055－279－2468	平成28年08月17日	28-03-174
3	㈱アクアプラス	勝間田　大右	静岡県静岡市葵区春日2-3-21	054－652－2190	平成31年03月18日	30-07
4	㈲秋山住設	秋山　総一郎	甲府市古上条町394番地	055－242－2525	平成28年10月13日	28-05-175
5	甲府住宅設備㈱	森澤　顕	甲府市徳行2丁目10番40号	055－228－8821	平成28年10月21日	28-06-191
6	かしわ管工	古屋　紀武	甲府市上曽根町322番地	055－266－7033	平成28年11月15日	28-07-177
7	中央水道	青木　勇	中央市下河東3005番地1	055－274－3654	平成29年02月17日	28-08-192
8	㈱ 共進美瑠	望月　弘明	西八代郡市川三郷町落居6310番地	0556－32－2494	平成29年05月16日	29-02-147
9	清優工業	清水　訓	南アルプス市飯野2506番地4	055－284－5891	平成29年07月19日	29-04-193
10	㈱ 熊谷組	熊谷 かよ子	南巨摩郡身延町常葉818番地	0556－36－0200	平成29年07月26日	29-05-180
11	㈲ 芦沢設備工業	芦澤　榮幸	西八代郡市川三郷町葛籠沢195番地	0556－32－3723	平成29年07月26日	29-06-114
12	松井組工友 ㈱	松井　洋	南巨摩郡身延町瀬戸154番地	0556－38－0003	平成30年07月03日	30-03
13	株式会社 前島工業	前島 秀哉	静岡県富士宮市阿幸地町123番地	0544－26－1406	令和1年07月01日	1-05
14	佐野工建 株式会社	佐野　信一	中央市西花輪4027番地8	055－273－1230	令和1年07月14日	1-04
15	雨宮工業株式会社	雨宮　正	甲府市荒川2丁目6番42号	055－253－4361	平成26年12月04日	26-03-107
16	㈲ 宮下設備	宮下　富美男	笛吹市御坂町成田374番地	055－262－7097	平成26年12月25日	26-04-110
17	赤池総合サービス	赤池　朗	南巨摩郡身延町切石155番地	0556－42－2003	平成27年04月01日	26-05-118
18	㈱ 大南設備	志村　悟	南巨摩郡身延町丸滝158番地1	0556－62－3255	平成27年04月01日	26-06-121
19	㈱ 清水商事	清水　巧	南アルプス市六科1565番地	055－285－0649	平成27年04月01日	26-07-151
20	パイピング赤池	赤池　政樹	中央市山之神921番地62	055－273－7262	平成27年04月01日	26-08-151
21	遠藤工業	遠藤　久美子	南巨摩郡身延町夜子沢1830番地	0556－42－4113	平成27年04月01日	26-09-151
22	若林水道設備	若林　春雄	南巨摩郡南部町福士14384番地	0556－66－2853	平成27年04月01日	26-10-134
23	㈲ アート住設	野中　勝司	甲府市富竹4丁目3番38号	055－228－9341	平成27年04月01日	26-11-142
24	㈱ 川口建設	望月　治	南巨摩郡身延町切石687番地	0556－42－2727	平成27年04月01日	26-12-143
25	中部テクニカル ㈱	望月　喜浩	南巨摩郡富士川町最勝寺1260番地	0556－22－8322	平成27年04月01日	26-13-150

身延町指定給水装置工事事業者規程　（H16. 9.13 告示第66号）　第4条5項及び6項

身延町指定給水装置工事事業者一覧表

身延町では、次に挙げる業者を指定給水装置工事事業者として指定しています。
町営水道給水区域での給水装置の新設、改造、修繕を行う場合には、
下記の指定業者に依頼してください。

指定の有効期間は、指定工事業者の指定を受けた日から５年 とする。有効期間の満了に際し、引き続き指定工事業者としての指定を受けようとするときは、指定の 更新 を受けなければならない。

＜ 指 定 順 ＞

令和元年7月1日 現在

NO.	指定店名称等	代表者名	事務所所在地	電話番号	指定年月日	指定番号
26	保坂設備	保坂　清文	南アルプス市上宮地3182番地	055－284－0944 090-8487-2474	平成27年04月01日	26-14-126
27	㈲ ケーシー金丸工務店	金丸　裕一	南アルプス市西南湖4306番地	055－283－5030	平成27年04月01日	26-15-123
28	一木設備	一木　勝男	中央市下三條504番地7	055－274－6035	平成27年04月01日	26-16-135
29	㈱ 山桂設備	山下　譲司	静岡県富士宮市富士見ケ丘677番地	0544－27－0155	平成27年04月01日	29-07-133
30	㈱ 永田工業所	永田　章	甲府市千塚5丁目10番2号	055－252－7161	平成27年04月01日	26-18-132
31	㈲ 塩川設備	塩川　博輝	静岡県富士宮市沼久保588番地	0544－23－0706	平成27年04月01日	26-19-139
32	太業舎	深澤　孝芳	南巨摩郡富士川町鰍沢1559番地	0556－22－0052	平成27年04月01日	26-20-124
33	㈲ 丸松	松下　翔	中央市藤巻737番地1	055－288－1388	平成27年04月01日	30-04
34	㈱ 古関工業	赤池　孝教	南巨摩郡身延町古関259番地1	0556－38－0106	平成27年04月01日	26-22-127
35	㈱ サイエンス設備	坂本　一夫	甲府市西下条町918番地	055－243－1239	平成27年04月01日	26-23-161
36	宮城設備 ㈱	宮城　勇	静岡市清水区押切1644番地	054－346－1041	平成27年04月01日	29-01-001
37	藤設備	遠藤　渉	南巨摩郡身延町波高島222番地	0556－36－0204	平成27年04月01日	26-25-113
38	㈱ イナバ	稲葉　弘光	南巨摩郡南部町福士2700番地14	0556－66－2311	平成27年04月01日	26-26-158
39	高橋商事 ㈲	高橋　与樹	南巨摩郡富士川町鰍沢1792番地	0556－22－0135	平成27年04月01日	30-06
40	㈲ 石井住宅設備	石井　賢司	南巨摩郡富士川町青柳町279番地	0556－22－2105	平成27年04月01日	26-28-115
41	望月商店	望月　省二	南巨摩郡身延町西嶋1145番地2	0556－42－2523	平成27年04月01日	26-29-140
42	身延総合設備 ㈱	柿島　正士	南巨摩郡身延町小田船原1157番地	0556－62－0710	平成27年04月01日	26-30-119
43	㈱ 山梨管工業	立澤　久	甲府市中小河原1丁目9番17号	055－241－6011	平成27年04月01日	26-31-117
44	大栄設備 ㈱	望月　愼太郎	甲府市下飯田2丁目11番17号	055－224－4331	平成27年04月01日	26-32-141
45	㈲ 山田設備	山田　学	甲府市青葉町7番18号	055－237－1897	平成27年04月01日	28-01-172
46	㈱ 小林建設所	小林　英文	南巨摩郡身延町遅沢2348番地	0556－42－2171	平成27年04月01日	26-34-138
47	㈲ 竹美屋工務店	中村　久信	南巨摩郡身延町梅平3986番地2	0556―62－0234	平成27年04月01日	26-35-144
48	日昇総合設備 ㈱	細田　安孝	甲府市徳行3丁目6番23号	055－237－8891	平成27年04月01日	26-36-152
49	㈱ 渡辺工業所	渡辺　一郎	甲府市国母5丁目9番24号	055－224－6353	平成27年04月01日	26-37-163
50	㈲ フジモリ設備	藤森　満	南巨摩郡南部町本郷10752番地	0556－64－3133	平成27年04月01日	26-38-145

身延町指定給水装置工事事業者一覧表

身延町では、次に挙げる業者を指定給水装置工事事業者として指定しています。
町営水道給水区域での給水装置の新設、改造、修繕を行う場合には、
下記の指定業者に依頼してください。

指定の有効期間は、指定工事業者の指定を受けた日から５年 とする。有効期間の満了に際し、引き続き指定工事業者としての指定を受けようとするときは、指定の 更新 を受けなければならない。

＜ 指 定 順 ＞

令和元年7月1日 現在

NO.	指定店名称等	代表者名	事務所所在地	電話番号	指定年月日	指定番号
51	若松屋商店	佐野　陽一	南巨摩郡身延町飯富105番地	0556－42－2343	平成27年04月01日	26-39-165
52	㈲ 井上設備工業	井上　茂樹	南巨摩郡富士川町最勝寺1276番地5	0556－22－7501	平成27年04月01日	26-40-162
53	武藤設備	武藤　善晴	甲府市国母4丁目2番11号	055－226－3797	平成27年04月02日	26-41-159
54	池田屋商店	赤池　敬次	南巨摩郡身延町切房木1024番地1	0556－37－0015	平成27年04月01日	26-43-148
55	佐野商店	佐野　幸宣	南巨摩郡身延町西嶋1550番地1	0556－42－2543	平成27年04月01日	26-44-166
56	遠藤管工事	遠藤　忠春	南巨摩郡身延町下山9160番地	0556－62－5518	平成27年04月15日	27-01-155
57	富士冷暖 ㈱	長田　三千穂	甲府市上石田3丁目17番13号	055－226－1451	平成27年04月24日	27-02-146
58	新津設備	新津　俊二	甲斐市富竹新田1171番地	055－276－6918	平成27年06月09日	27-03-156
59	甲和管工業	中島照美	甲府市国母5丁目18番4号	055－227－7266	平成27年06月12日	27-04-157
60	遠藤設備	遠藤　友昭	南巨摩郡身延町梅平508番地	090-2248-1574	平成27年07月08日	27-05-164
61	三和住設 ㈱	深澤　幸春	南アルプス市小笠原435番地の2	055－284－1133	平成27年08月25日	27-06-169
62	小澤設備興業株式会社	小澤　勝	笛吹市石和町唐柏48番地8	055－225－5777	平成27年10月08日	27-07-170
63	三菱電機システムサービス株式会社　山梨サービスステーション	小林広和	甲斐市富竹新田139番地	055－260－7101	平成27年12月22日	27-08-171
64	㈱清水総合工業	清水　　亨	南アルプス市有野3274番地	055－285－4662	平成30年06月11日	1-03
65	㈱ミヤビ総設	小俣雅仁	笛吹市石和町1194番地3	055－244－5522	平成30年09月25日	30-05
66	㈱日設工業	君島伸幸	甲府市湯村三丁目5の21	055－251－4891	令和1年06月10日	1-01
67	有限会社勝又設備工業	勝又英光	甲斐市玉川90番地の8	055－276－7827	令和1年06月25日	1-02

以　　下　　余　　白

◆土砂災害警戒区域資料

河川保全区域に該当する区画

◆　丸滝宮の前団地の分譲区画のうち、１・２・３・４・５・６・７・８・９・１０・１１区画は、河川保全区域内（当該場所：河川区域線から１８mの区域）にあたります。
　建築構造物の深さは、概ね１m位までとされています。
　国土交通省関東地方整備局　甲府河川国道事務所　富士川駐留出張所あて設計図書の提出が必要となります。
　設計図書（平面図、立面図、屋外給排水設備図）を２部（国土交通省１部、政策室１部）提出してください。

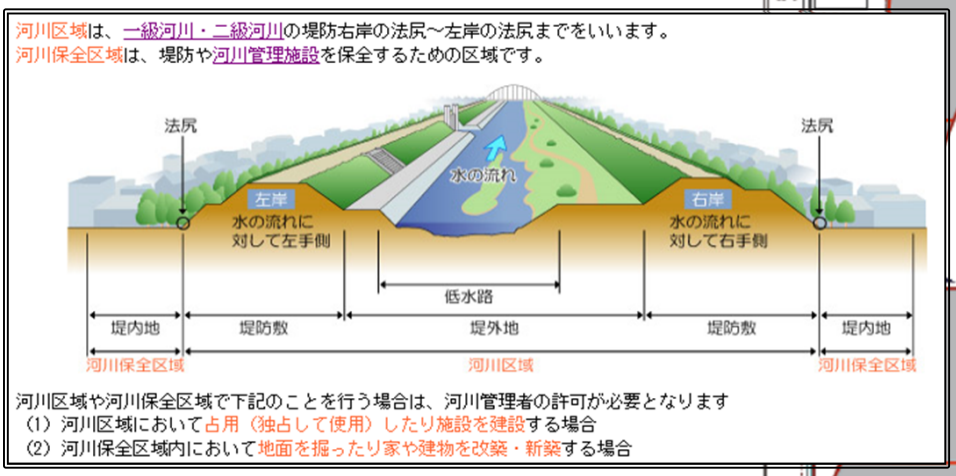

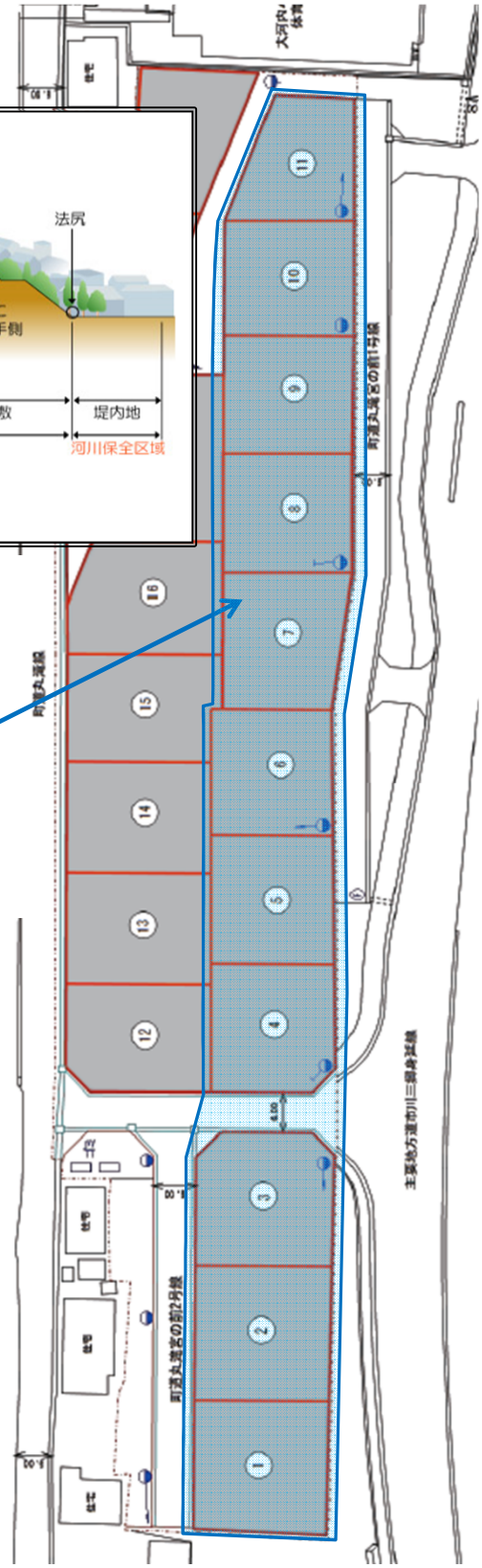

身延町土砂災害等ハザードマップ

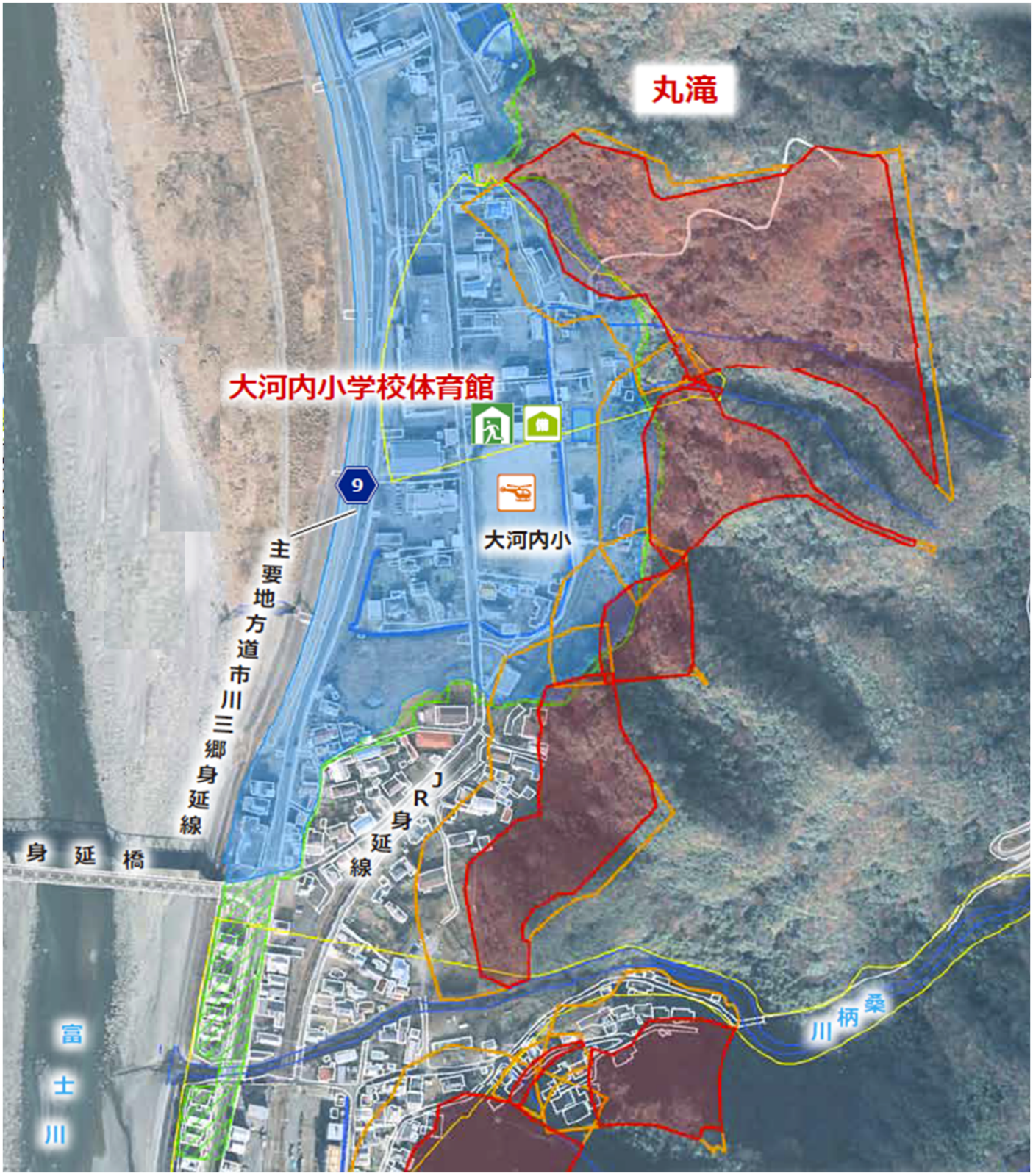

土砂災害危険区域

◆ 急傾斜地の崩壊	特別警戒区域	警戒区域
◆ 土石流	特別警戒区域	警戒区域
◆ 地すべり		警戒区域

◎ 急傾斜地とは、傾斜度が３０度以上ある土地のこと。
◎ 土石流とは、山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されること。
◎ 地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくり斜面下方に移動する現象のこと。

がけ崩れとは、大雨や地震などの影響によって、斜面がゆるんで急激に斜面がくずれ落ちる現象

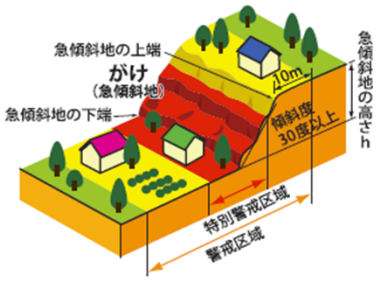

土石流とは、長雨や集中豪雨などにより山や川の岩や土砂が水と一緒になって激しく流れ下る現象

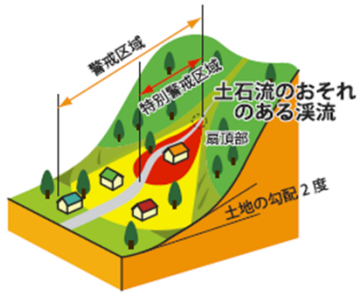

地すべりとは、斜面の一部、または全部が地下水の影響と重力によって斜面下方に移動する現象

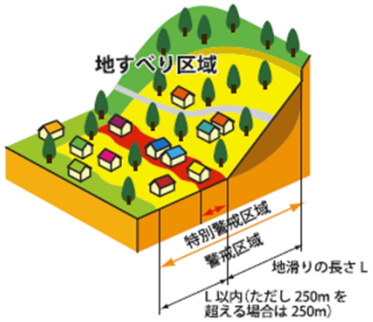

土砂災害警戒区域　土砂災害防止法施行令第二条

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、市町村地域防災計画への記載、災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制、土砂災害ハザードマップによる周知の徹底、宅地建物取引における措置が行われます。

土砂災害特別警戒区域　土砂災害防止法施行令第三条

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損害が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告および支援措置、宅地建物取引における措置が行われます。

避難が必要になる区域

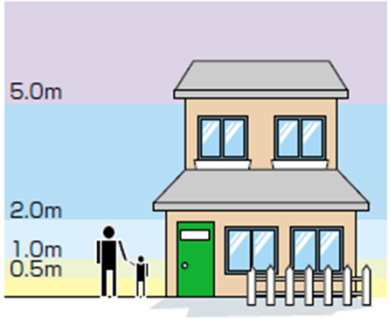

浸水想定区域内にお住まいのみなさんは地区で指定された避難場所へ避難してください。

- 5.0m以上の区域
- 2.0～5.0m未満の区域
- 1.0～2.0m未満の区域
- 0.5～1.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

浸水のめやす

5.0m…２階軒下くらい
2.0m…１階軒下くらい
1.0m…大人の腰くらい
0.5m…大人のひざくらい

〔お問い合わせ〕身延町役場　総務課　交通防災担当　0556-42-4800